

入札閲覧用設計書						
		入札年月日			令和6年7月18日	
局長	副局長	課長	課長補佐(総括)	課長補佐(担当)	係長	合議 主査
業 務 名	湯梨浜・北栄海岸地区保育事業（下刈・本数調整伐）					
位 置	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬外					
工 期	令和6年10月4日まで	監督員予定者	小谷 健二	設 計 者	小谷 健二	
入 札 に つ い て	1 鳥取県会計規則による。 2 この業務の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。					
指 導 事 項	1 業務の安全確保について 業務中の事故防止（交通及び業務現場）について、特に留意すること。 2 暴力団排除について 業務に関して、暴力団からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。					

契約図書

数量総括書

業 務 名	湯梨浜・北栄海岸地区保育事業（下刈・本数調整伐）			事業区分	
				業務区分	
工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量	摘 要	
<合計>					
下 刈		ha	1.75		
本数調整伐		本	120	面積(A)=0.12ha	
<内訳>					
【下刈】					
湯梨浜町					
	静砂工（有り）	ha	0.46		
	静砂工（無し）	ha	0.60		
北栄町					
	静砂工（有り）	ha	0.64		
	静砂工（無し）	ha	0.05		
【本数調整伐】					
湯梨浜町 (0.12ha)					
	選木	本	120	○残存本数600本=立木密度5.000本/ha×面積0.12ha ○伐採本数120本=600本×伐採率20%	
	伐倒・枝払・玉切・片付	本	120		
	人肩運搬	式	1	○運搬距離(L)=110m、高低差(H)=5m	
	トラック運搬	式	1	○幹部を木質バイオマス燃料加工施設（三朝町）へ運搬	
	トラック運搬	式	1	○枝葉を木質バイオマス燃料加工施設（岩美町）へ運搬	

令和6年度保育事業施行地一覧表

令和6年度保育事業施行地一覧表											
		施行対象地概要				令和6年度事業		備考			
市町	大字	字	地番	事業名	施行年度	植栽面積 (ha)	植栽樹種	保育内容	面積 (ha)	静砂工	植生被覆率
湯梨浜町	はわい長瀬	池端	2033-14	保安林改良	R3	0.46	クロマツ・アキグミ	下刈	0.46	有	80%以上
湯梨浜町	はわい長瀬	池端	2033-10	保安林改良	H29	0.93 (0.91)	クロマツ・スダジイ	下刈	0.60	無	80%以上
				保育事業(補植)	R1						
湯梨浜町	はわい長瀬	池端	2032	保安林改良	H20	0.12	クロマツ・アキグミ	本数調整伐	0.12	-	-
湯梨浜町 計						1.51			1.18		
北栄町	江北	灘際	2905-24	保安林改良	R4	0.13	クロマツ・アキグミ	下刈	0.13	有	80%以上
						0.05	クロマツ・トベラ・ヤマザクラ・ヤブツバキ	下刈	0.05	無	80%以上
北栄町	弓原	灘際	879-1	保安林改良	R4	0.51	クロマツ・アキグミ	下刈	0.51	有	80%以上
北栄町 計						0.69			0.69		
保育面積 合計						2.20			1.87		

湯梨浜・北栄海岸地区保育事業（下刈・本数調整伐） 特記仕様書

本業務には、鳥取県森林整備事業仕様書（以下「共通仕様書」という。）と共に、この特記仕様書を適用する。

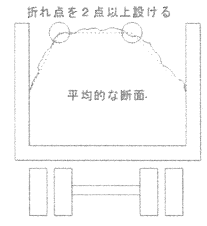
特記仕様書は、共通仕様書に優先する。

1. 全箇所について、測量は不要とする。
2. 本数調整伐について、（海側）前縁部の1列（幅(W)=1.5m）は伐採しないこと。但し、折損木や枯損木は除く。
3. 伐採率は、成立本数の概ね20%を目安とする。
4. 原則、優勢木（胸高直径(φ)=10cm以上）は残すこととし、伐採は、劣勢木を中心に行うこと。ここでの優勢木とは周辺の立木に比べて著しく直径が太く、枝の張りもしっかりし、形質的に優れたものをいう。クロマツ以外の木も優勢木となるものが生育しているので注意すること。
5. 伐採木が施工地内で著しく偏らないこと。また、日本海からの北風（主風）が通り抜けないよう、伐採木の配置には注意すること。
6. 伐採木はテープ等で目印を付け、本数と胸高直径の管理を行い、伐採前に必ず監督員の確認を得ること。胸高直径は2cm括約とし、例えば、7cmの場合は6cmとなる。
7. 末口6cm以上の伐採木は、枝払いの上、長さ(L)2mに玉切り、三朝町森地内の木質バイオマス発電燃料加工施設へ搬出（片道運搬距離14km）、1t当り4,173円を見込んで（売却費は積算から控除）。

また、末口6cm未満の伐採木（末梢）や枝葉は、岩美町浦富地内の木質バイオマス発電燃料加工施設へ搬出（片道運搬距離47km）、1t当り2,000円を見込んで（売却費は積算から控除）。

これは他の木質バイオマス発電燃料加工施設への搬出を妨げるものではないが、処分先を変更する場合は、理由を付して事前に協議すること。

8. 伐採木の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工種	項目	規格	摘要
伐採木運搬量 (m ³)	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。	 折れ点を2点以上設ける 平均的な断面
バイオマス燃料 発電燃料搬出量 (t)	伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は業者が発行したものでなければならない。

9. 鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日取得に要する費用計上実施要領（令和6年4月26日付第202400033117号森林・林業振興局長通知）の対象業務であることから、調達公告時点で最新の同要領に従い週休2日工事を実施し、現場閉所の実績が確認できる資料を工期末の14日前までに提出すること。
10. 本業務は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象業務とする。熱中症対策に資する現場管理補正の適用を希望する場合は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領の制定について（令和元年7月31日付第201900109943号森林・林業振興局長通知）に基づき、業務着手前に提出する施工計画書に、業務期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

平成 15 年 9 月 1 日付森保第 419 号

(一部改正) 平成 16 年 4 月 1 日付森保第 68 号

(一部改正) 平成 19 年 4 月 11 日付第 200600203159 号

(一部改正) 平成 28 年 6 月 8 日付第 201600028009 号

(一部改正) 令和元年 6 月 25 日付第 201900081731 号

森林整備事業共通仕様書

鳥取県森林整備事業仕様書

第1章 総 則

第1節 通 則

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、鳥取県農林水産部が所管する植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業（以下「森林整備事業」という。）の委託に適用する。

- 2 委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、「鳥取県森林整備事業等業務検査規程」（平成19年10月1日付第200700072077号農林水産部長通知。以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもと、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければならない。
- 3 この仕様書は、森林整備事業に関する一般的事項を示すものであり、個々の業務に対し特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- 4 特記仕様書、設計図書又は共通仕様書の間相違がある場合若しくは図面からの読み取りと図面に書かれた数字等が相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 5 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督員の指示がない限り業務を継続しなければならない。ただし、契約書第20条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

(業務現場管理)

第2条 受託者は、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

- 2 受託者は、業務の施工中、監督員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。
- 3 受託者は、業務箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 受託者は、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、日ごろ気象情報等について十分注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。
- 5 受託者は、油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。
- 6 受託者は、業務現場に業務関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければならない。

- 7 受託者は、業務現場には一般通行人が見やすい場所に業務名、業務期間、施行主体名、業務受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置しなければならない。
- 8 受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに監督員に報告しなければならない。
- 9 受託者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(施工計画書)

第3条 受託者は業務着手前に、次の事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。ただし、準備工事については、施工計画書の提出前であっても、監督員の承諾を得たうえで着手することができるものとする。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。なお、監督員の承諾を得た事項については、省略することができる。

- (1) 現場組織表
- (2) 施工方法
- (3) 計画工程表
- (4) 施工管理計画
- (5) 緊急時の体制
- (6) 安全管理
- (7) 環境対策
- (8) その他

- 2 受託者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

(業務の着手)

第4条 受託者は、設計図書に定めのある場合のほか、特別の事情がない限り業務契約後30日以内に着手しなければならない。

- 2 着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう

(業務現場発生品)

第5条 受託者は、業務の施工によって生じた現場発生品は整理集積し、現場発生品調書を添え、監督員の指示する場所で引き渡さなければならない。

(業務測量)

~~第6条 受託者は、監督員と協議の上、あらかじめ必要な測量を実施しなければならない。~~

~~ただし、業務現場の用地境界杭が既に明らかで、かつ設計図に示された施工区域線と相違ないと認められる場合で、監督員の承認を受けたときは省略することができる。~~

2 受託者は、測量標、用地境界杭等は、位置及び高さの変動しないよう適切に保存するものとし、原則として移設してはならない。~~ただし、やむを得ない事情によりこれを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。~~

3 ~~受託者は、業務に必要な丁張、その他業務の施工の基準となる仮設標識は、設置後、監督員が指示したものについては、確認を受けなければならない。~~

(施工中の環境への配慮)

第7条 受託者は、業務の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、措置を講じ、監督員の確認を受けなければならない。

(官公庁への手続)

第8条 受託者は、業務の施工に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。

2 受託者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

(諸法規の遵守)

第9条 受託者は、業務の施工に当たり、関係法令及び業務に関する諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受託者の負担と責任において行われなければならない。

(施工管理)

第10条 受託者は、業務施工中において、別に定める鳥取県森林整備事業施工管理基準（平成15年9月1日付森保第418号農林水産部長通知）により施工管理を行い、業務終了後、その記録を監督員に報告しなければならない。

(安全管理)

第11条 受託者は、業務の施工に当たり、常に安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

2 受託者は、施工期間における災害を防止するため、業務箇所及びその周辺のパトロールを実施するとともに、業務関係者による安全教育・訓練等を1ヶ月に1回以上実施し、関係する資料を整備するものとする。また、新規参入者の教育も適時に行うものとする。

3 受託者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。

4 受託者は、業務箇所のイメージアップを図るため、現場事務所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

5 受託者は、業務の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に通報するとともに、

事故の報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に指示しなければならない。

(交通安全管理)

第12条 受託者は、業務用運搬路として道路を使用するときは、違法運行防止、積載物の落下等による路面の損傷及び路面汚損の防止に努めるとともに、第三者に損害を与えないよう十分に注意しなければならない。

(業務中の検査又は確認)

第13条 受託者は、業務施工中において、設計図書で指定した事項又は監督員があらかじめ指示した事項については、監督員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進めてはならない。

2 前1項の規定において、受託者は、監督員の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。

(業務検査)

第14条 検査規程第2条に規定する中間検査、完成検査及び出来形検査に当たっては、専門技術者その他立会いを求められた業務関係者が、必ず立ち会って検査を行わなければならない。

2 受託者は、検査のために必要な資料、第10条の施工管理に関する資料の提出及び測量その他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

(後片付け)

第15条 受託者は、業務の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、業務検査に必要なものは監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

第4章 森 林 整 備

第1節 通 則

(一 般)

第46条 森林整備の材料及び施工については、第2章及び第3章によるもののほか、本章によるものとする。

第2節 植 栽

(地 拵 え)

第47条 地拵えは、植栽又は天然下種更新等の予定地に生育する雑草、笹、かん木等を取り除き、植栽や種子の定着に適した環境を整備するために行うもので、次の各項によるものとする。

- 2 受託者は、地拵えについては、地際から刈払い、伐倒しなければならない。
- 3 受託者は、全面地拵えについては、植栽予定地の全面を対象に地表植生の刈払い等を行わなければならない。ただし、あらかじめ保残するものとして表示した又は作業に先立ち監督員が指示した立木・幼齢木を除く。
- 4 受託者は、筋地拵えの幅、残す幅、坪地拵えの位置及び範囲（坪の大きさ）については、設計図書によらなければならない。
- 5 受託者は、伐倒木・枝条等の整理については、監督員の指示がある場合等を除き、植栽の支障にならないようにするとともに、滑落・移動しないようにしなければならない。

(苗木運搬)

第48条 受託者は、苗木の運搬については、掘取りから植付けまでの間、乾燥、損傷に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。

- 2 受託者は、運搬の際には必ず苗木袋等を使用し、根は露出させてはならない。

(仮植)

第49条 受託者は、仮植地については、植栽予定地の近くで適地を選定し、事前に耕やしておかななければならない。

- 2 受託者は、苗木の結束を解き1本ずつ根が重ならないように並べ、幹の3分の1から4分の1までを覆土し、踏み付けた後、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずむしろ等で日除けをしなければならない。
- 3 受託者は、仮植周辺地に排水路を掘る、又は、日光の直射を受けぬように処置しなければならない。
- 4 受託者は、乾燥しやすい場所、又はやむを得ず数日をかけ仮植する場合は、むれないように、むしろ等で日覆いをし、適時灌水しなければならない。

(植付け)

第50条 植付けは、第43条の規定に準ずるほか、本条によるものとする。

- 2 受託者は、植穴については、掘り出した土砂は破碎し、石礫等は取り除かなければなら

らない。また、地被物を除去して十分に掘り起こし、砕土した後、根茎、石礫、落ち葉等を取り除かなければならない。なお、土壌条件が不適當な場合は、監督員と協議し、客土等の必要な処置を講じなければならない。

- 3 受託者は、植付け本数及び苗木間、列間距離については、設計図書によらなければならない。また、植付け地点に岩石、根株等の障害物があって植え難い場合には、その上下に若干移動して植え付けるものとする。
- 4 受託者は、植付けのため、苗畑又は仮植地から植栽地に苗木を運搬するときは、1日の植付け可能本数を小運搬の限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木はただちに仮植を行い、乾燥を防ぐ措置をしなければならない。
- 5 受託者は、植付けは、指定期間内に完了しなければならない。ただし、気象条件等により指定期間内に完了が困難となった場合は、すみやかに監督員に報告し、指示を得なければならない。
- 6 受託者は、気象情報により植付け後の活着が十分でない場合は、作業を中止して監督員と協議し必要な措置を講じなければならない。

(補植)

第51条 補植は、第45条及び前条の規定に準ずるものとする。

(施肥)

第52条 施肥は、第42条から第44条までの規定に準ずるものとする。

第3節 保育

(下刈)

第53条 受託者は、下刈りの施工に当たり、笹、雑草、灌木、つる類等植栽木の成育に支障となる地被物を、原則として海岸部は地際から10cm以下、海岸部以外は15cm以下又は監督員の指示による高さに刈り払わなければならない。

- 2 受託者は、刈払い物については、植栽木を覆わないように存置しなければならない。
- 3 受託者は、下刈り作業中、植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に下刈鎌、下刈機の刃部が向かないように刈り払わなければならない。

(刈出し)

第54条 受託者は、先に育成木又は残存木の周囲を刈払い、植栽木の位置を確かめてから、その他の部分の刈払いを行わなければならない。

(つる切り)

第55条 受託者は、つる切りの施工に当たり、原則として、植栽木及び有用天然木に着生するつる類は、根元から切断しなければならない。

- 2 受託者は、植栽木に巻きついたつる類は、植栽木を損傷しないように除去しなければならない。

(本数調整伐、受光伐、除間伐)

第56条 受託者は、本数調整伐、受光伐、除間伐の施工に当たり、伐採対象木が標示してない場合は、特記仕様書で指示する対象木を選木することとし、対象木全てにテープ等によりマーキングしなければならない。

~~ただし、特記仕様書において対象木全てのマーキングを不要としている場合は、全木マーキングを行わず、標準地の選木状況に準じて、対象木を選木するものとする。~~

2 受託者は、伐倒にあたっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。

3 受託者は、伐倒木については、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落としした後、次のとおり適切に処理しなければならない。ただし、設計図書においてこれらの作業を計上していない場合はこの限りではない。

一 枝払は、樹幹が地面に付く程度まで枝条を切り払うこと。ただし、地面に接しない部分については、玉切・片付等後続作業の支障とならない程度に作業するものとする。

~~二 伐採木の溪床部への落とし込み・堆積を禁止するとともに、玉切・片付に当たっては地形等を勘案の上、溪床部においては樹幹を小運搬・集積できる程度に玉切し、溪床から斜距離でおおむね10m以上離して集積し、転落又は流出しないよう、根株等の利用により等高線状に固定すること。また、溪床から斜距離でおおむね10mの範囲内を除いては、後続作業及び林内歩行の支障とならない箇所に、樹幹が地面に付き容易に転落しないよう、必要に応じて玉切・固定を行うこと。~~

なお、溪床部での作業に当たっては、溪床から斜距離でおおむね10mの位置にある残存木に、溪床に沿って見通せる程度の間隔でビニールテープ等によりマーキングし、これを第14条に規定する業務検査の完了まで保持するものとする。

~~(枝打ち・枝落し)~~

第57条 受託者は、枝打ち・枝落しの対象木及び枝を落す範囲については、標準地等の実施状況に準ずるか、又は監督員の指示によるものとする。

2 受託者は、枝の切断については、樹幹に沿って平滑に切断するものとし、残枝長を樹幹(枝座がある場合は枝座)から5mm以下としなければならない。

3 受託者は、樹幹に枝座(枝隆)がある場合、枝座(枝隆)を切り落とさないものとする。

4 受託者は、枝打ち・枝落しの施工に当たり、樹幹の形成層を損傷しないよう留意し、葉量が多く、作業途中で裂ける恐れのある枝は、途中で切断した後、更に仕上げ切断する等の方法によらなければならない。

5 受託者は、枝落しの時期については、監督員から指定された場合を除き、林木の成長休止期に行わなければならない。

(追肥)

第58条 追肥については、第43条及び第44条までの規定に準ずるものとする。

~~(歩道作設)~~

~~第65条 受託者は、歩道作設に当たり、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。~~

~~2 受託者は、凹地形、又は滞水のおそれのある箇所は、排水溝を設けなければならない。~~

~~3 受託者は、歩道作設により生じた切取り残土については、崩落、流出等のないよう設計図書に基づき処理しなければならない。なお、設計図書に示された以外の方法で処理する場合は、監督員と協議を行うものとする。~~

~~(歩道補修)~~

~~第66条 歩道補修については、設計図書によるとともに第65条に準ずるものとする。~~

附 則

この改正は、平成20年5月12日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成21年6月29日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年6月8日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和元年6月25日から施行し、令和元年度事業から適用する。

平成15年9月1付森保第418号

(一部改正) 平成16年4月1日付森保第67号

(一部改正) 平成18年3月30日付第20060013566号

(一部改正) 平成19年4月11日付第200600203159号

(一部改正) 平成20年5月12日付第200800017827号

(一部改正) 平成21年6月29日付第200900040780号

(一部改正) 平成28年6月8日付第201600028009号

(一部改正) 令和元年6月25日付第201900081731号

鳥取県森林整備事業施工管理基準

鳥取県森林整備事業施工管理基準

1 目的

この基準は、農林水産部が所管する森林整備事業の施工について、契約書類に定められた履行期間、業務目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2 適用

この基準は、鳥取県森林整備事業仕様書（平成15年9月1日付森保第419号鳥取県農林水産部長通知）第10条に基づいて定めたものであり、農林水産部及び地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）が発注する森林整備事業に適用する。

ただし、業務の種類、規模、施工条件等により、この基準により難しい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。

3 構成

施工管理は、工程管理、出来形管理及び品質管理から構成される。

4 管理の実施

測定、試験等の数値が著しく偏向する場合、バラツキが大きい場合、又は所定の範囲を外れる場合等は、その都度監督員に報告するとともに、更に精査の上、原因を明らかにして、手直し、補強、やり直し等の処置を速やかに行わなければならない。

5 管理項目及び方法

(1) 工程管理

ア 業務工程表

受託者は、工程管理を業務内容に応じ作成した業務工程表により行うものとする。

イ 作業週報

受託者は、着手から完了までの期間について、天候、作業内容、出役人員、出来形数量、使用機械、指示、承諾及び協議事項等を記入した作業週報を作成するものとする。

(2) 出来形管理

ア 出来形管理基準

出来形管理の基準は、出来形管理基準(別表1)によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示によるものとする。

イ 出来形図面、出来形集計表

(ア) 出来形図面作成の基本事項は、次のa及びbによらなければならない。

a 出来形の計測及び数量計算の方法は、次により行なわなければならない。

(a) 出来形図の作成区分及び数量計算方法は、次表を標準とするものとする。

ただし、次表により難しい場合は監督員の指示によるものとする。

出来形図の作成区分表

工種	図面				数量計算方法		
	平面	正面	断面	展開	計算式方式	両断面平均方式	数量表示方式
森林整備等	○	(面積又は数量表示方式)					

注)○ 計算式方式とは、図上で計算式を使用して数量計算を行なうもの

○ 数量表示方式とは、延長、本数、枚数等で数量を計算するもの

(b) 構造物等の出来形寸法は、寸法単位(別表2)によものとする。

(c) 設計寸法が明示されている場合の出来形寸法は、出来形管理基準(別表1)の許容範囲で取り扱うが、設計寸法又は許容範囲が明示されていない場合の出来形寸法は、基礎数値以下切捨てとして処理するものとする。

b 出来形の測量は、テープ、コンパス、GPS機器等を使用する。1測量区画線、寸法等の表示方法は監督員の指示によるものとする。なお、GPS機器を使用して出来形の測量を行う場合は、次のすべてを満たすこと。

① 測量時の捕捉衛星数は、4つ以上であること。

② 補正情報の受信を確認できること。

③ 測点の半数は、PDOP値が4以下であること。

④ 測位日時を含む測位データを添付すること。(様式は様式1による。)

(イ) 出来形の測量、図面等の作成は、次の各項によるものとする。

a 測量等に携わる者は、施工管理の目的を十分理解するとともに、個人誤差、測定誤差等をなくすよう努めるものとする。

b 測量等によって得られた結果は、すみやかに整理し、監督員に提示できるようにするものとする。

c 出来形の測量、図面等の作成は、業務の着手前の測量(以下「起工測量」という。)を実施した場合及び出来形の施工区域の異動があった場合に行うものとし、施工区域に異動がない場合は、起工測量の成果図面をもって出来形の図面とすることができる。

(ウ) 不可視となる部分の測定は、適時に行い、写真等で判定できるようにするものとする。

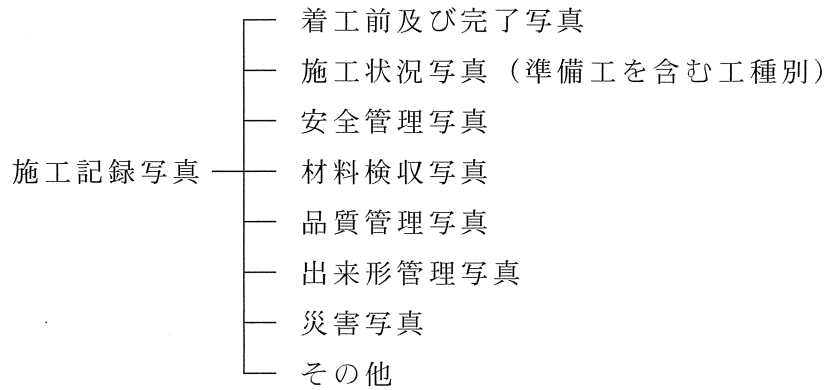
(3) 品質管理

使用材料等の品質管理の基準は、品質管理基準(別表3)によるものとする。また、特に監督員の指示するものについては、その指示に従い試験又は資料の整備をしなければならない。

(4) 施工記録写真

ア 施工記録写真の分類

施工記録写真は、次のように分類する。



イ 写真の色彩及び大きさ等

写真はカラーとし、また、写真の大きさは原則としてサービスサイズ（8.9 cm × 11.9 cm）以上とする。ただし、次の場合は、別の大きさとすることができる。

なお、施工記録写真帳の大きさは、フリーアルバム又はA4版とする。また、監督員と協議の上、(5)のデジタル写真による撮影、管理、提出することができる。

(ア) 着工前、完了写真等つなぎ写真とした方がよいもの

(イ) 監督員が指示するもの

ウ 施工記録写真帳の提出部数

(ア) 施工記録写真帳は施工段階ごとに整理し、業務完了時に1部提出するものとする。

(イ) 監督員が指示する写真については、指示する時期に提出する部数を提出するものとする。

エ 施工記録写真の撮影基準

施工記録写真の撮影は、施工記録写真の撮影要領（別表4）を標準とする。

(ア) 写真の撮影に当たっては、原則として次の項目を記載した小黑板等を被写体と共に写し込むものとする。

a 業務名

b 業種等

c 位置

d 設計寸法

e 出来形寸法

(イ) 監督員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影するものとする。

~~オ 不可視部分の写真管理~~

~~不可視となる出来形部分及び完了検査時に確認困難な箇所については、写真により出来形寸法等が容易に確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。~~

カ 施工記録写真撮影の留意事項

(ア) 施工の過程、出来形確認、不可視部分、共通仮設、使用機械、現地の不一致、災害発生等の写真は、重要な現場資料であるため、撮影時期を失しないよう、適切かつ正確に行わなければならない。

(イ) 撮影後は、すみやかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならぬ。もし撮影が不完全な場合は、すみやかに撮り直しを行な

うものとし、再撮影不能のもの、撮り落したものについては、ただちに監督員に報告して、その指示を受けなければならない。

(ウ) 遠景写真を除き、写真には、ポール、ロッド等の計測器具を使用して撮影しなければならない。特に、不可視となる場合及び次の a から g までの場合には、寸法等を明瞭に撮影するものとする。

- a 各種構造物の寸法
- b 埋設構造物及び材料
- c 災害(崩土)状況
- d 施工管理状態
- e 使用材料の寸法
- f 施工後取り壊されるもの
- g その他必要と認めるもの

(エ) 局部的なものであっても、全体との位置関係を明確にするため、局部とともに全体も撮影するものとする。

(オ) 施工前後を比較する場合は、同位置において撮影するものとする。

(カ) 寸法表示をつなぎ写真とする場合、背景に同一物体をいれて撮影するものとする。

(5) デジタル写真

ア 画像編集等

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。

イ 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字及びスケール等が確認できることを指標とする。

ウ 写真ファイル

記録形式は、JPEGとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。

(6) 確認業務

確認業務は、監督基準(別表5)によるものとする。

附 則

この改正は、平成20年5月12日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成21年6月29日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年6月8日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和元年6月25日から施行し、令和元年度事業から適用する。

(別表1)

出来形管理基準

構造物の種類	項目	基準	最小許容量	最大許容量	測定基準	備考

工種	項目	基準	最小許容値	最大許容値	測定基準	備考
下刈	刈払高	基準 海岸部は地際から10cm以下、海岸部以外は地際から15cm以下	+1cm	+3cm	標準地調査1箇所当たり、5箇所を測定し、その平均値を算出する	
本数調整伐	伐採率	-5%(標準地調査による)			標準地調査のとおり	伐採本数で指定する場合は、設計数値以上
標準地調査		標準地調査は、面積又は箇所ですれが多い標準地数を採用			標準地調査は、10m×10mを標準とする。 標準地調査は以下を目安とする。 面積 1ha未満は1標準地 1ha以上3ha未満は2標準地 3ha以上5ha未満は3標準地 5ha以上10ha未満は5標準地 10ha以上は6標準地	
					施工地が5施工地未満は2施工地以上 5施工地以上10施工地未満は3施工地以上 10施工地以上20施工地未満は4施工地以上 20施工地以上は5施工地以上	

- (注1) 作業の不要地の面積が0.01ha以上及び車道幅員3.0m以上の作業道の部分は除地とする。
 (注2) 施工地は大字を1つの単位とする。
 (注3) 本表にない工種等の取扱いは、監督員の指示によるものとする。

(別表2)

寸 法 単 位

区分	構造物等	寸法 単位	基 礎 数 値				集計 単位	適 用		
			単位 以下 3位止	単位 以下 2位止	単位 以下 1位止	単位止		長さ	高 (深)さ	幅
面積	下刈、除 伐、本数調 整伐等	ha		○			小数第2位止			
体積	木材	m3				○	小数第1位止			

- (注) 1. 本表にない工種等の取扱いは、監督員の指示によるものとする。
2. 端数はすべて四捨五入とする。

(別表4)

施 工 記 録 写 真 の 撮 影 要 領

撮影区分	撮影事項	撮 影 内 容
業務着手前	施工箇所	施工箇所の全景及び各工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局部的なものを撮る。 位置については、固定して完了後も同一箇所から撮ることとする。
完了		
施工中	施工箇所	施工箇所の全景及び各工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局部的なものを撮る。
下刈	刈払高	1施工単位1回以上撮る。 刈払高がわかるようスケール等を用いて撮る。
本数調整伐	施工状況	標準地において作業前後に撮る。
	選木状況	施工箇所の全景及び標準地において、選木作業後に撮る。

(別表5)

監督基準

種別	確認項目	確認時期	確認方法	確認頻度
下刈	出来形管理	施工中、完了後	審査又は立会	1回以上
本数調整伐	出来形管理	選木終了後	審査又は立会	1回以上
		標準地の伐採予定木にテープを巻き本数を確認する。		
		完了後	審査又は立会	1回以上

(注) 上記以外の確認業務は、鳥取県土木工事施工管理基準を準用する。
その他確認業務が必要と考えられる時は、実施すること。